

「買い物難民」を生まないため地域経済に欠かせない商店街を守り、振興することを求める意見書

都内には、約10万の小売店があり、93万人が働いている。小売店の82%は就業者10人未満の小規模店で、年間販売額の70%は中小商店が占めている。今、元気で頑張っている商店がある一方で、長期の消費不況や大型店の影響で閉店に追い込まれる商店がふえ、シャッター通りとなっている商店街も生まれている。地域経済に欠かせない商店を守り、振興することは国と自治体の最重要課題の一つである。

地元で御商売をしている店主のみなさんは、地域社会の核として、お祭りに、消防団に、防犯活動にと、地元のために頑張っている。何代にもわたって地域の伝統、文化をはぐくんできた店も少なくない。収益次第で勝手に撤退する大型店とは違う。

今、都内でも、市内でも高齢化が進む中で、日常の買い物に困っている住民が増加している。特に、交通不便地域では深刻である。買い物困難者、買い物弱者をもうこれ以上ふやさないためにも地域商店街の存続、振興が必要である。

地元商店の「アフターサービス」、「対面販売」が見直されてきている中、商店、商店街は、地域に欠かせない「公共財産」であり、商店街の振興は、地域経済の振興、まちづくりのかなめである。

よって、本市議会は、政府に対し、商店街を守り、振興するため下記の項目を求めるものである。

記

- 1 商店街や住民の要望を聞き、商店街支援事業のさらなる拡充を進める。
- 2 商店街の街路灯の省エネ化支援、電気代の補助を実施拡充する。
- 3 個々の店舗へ、環境負荷の少ない店舗づくりのためのLED化・省エネ化やバリアフリー化、新しい商品づくりの支援をする。
- 4 大規模店舗の無秩序な出店を規制するとともに、大規模店舗対策の商店支援策の拡充を求める。
- 5 駅ナカ店への厳正な規制を行う。
- 6 コミュニティバス事業への協力、支援

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年9月29日

三鷹市議会議長 田中 順子